

【医薬品登録販売者試験対策テキスト2023 新旧対照表】（令和5年4月一部改訂対応）

頁数	該当箇所	内容
126頁	第3章 主な医薬品とその作用 9. 胃の薬（制酸薬、健胃薬、消化薬） 5行目 □ボレイ（生薬成分）等	<p>旧 ・イボタガキ科のカキの貝殻。</p> <p>新 ・イタボガキ科のカキの貝殻。</p>
281頁	第4章 薬事関係法規・制度 3. 医薬品の販売業の許可 13～20行目 □ 第二类医薬品又は第三類医薬品を扱う店舗管理者の要件	<p>旧 店舗管理者となる登録販売者は、薬局、店舗販売業又は配置販売業において、過去5年間のうち、以下の勤務期間合計が2年以上（従事期間が月単位で計算して、1カ月に80時間以上従事した月が24月以上、又は、従事期間が通算して2年以上あり、かつ、過去5年間に於いて合計1,920時間以上）必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般従事者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間 ・登録販売者として業務に従事した期間 <p>⇒これらの従事期間が通算して2年以上であり、かつ、過去に店舗管理者等として業務に従事した経験がある場合も店舗管理者となれる。</p> <p>新 店舗管理者となる登録販売者は、薬局、店舗販売業又は配置販売業において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般従事者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間 ・登録販売者として業務に従事した期間 <p>について</p> <p>①過去5年間のうち、上記の勤務期間合計が2年以上（従事期間が月単位で計算して、1カ月に80時間以上従事した月が24月以上、又は、従事期間が通算して2年以上あり、かつ、過去5年間に於いて合計1,920時間以上）ある場合</p> <p>②過去5年間のうち、上記の勤務期間合計が1年以上（従事期間が月単位で計算して、1カ月に160時間以上従事した月が12月以上、又は、従事期間が通算して1年以上あり、かつ、過去5年間に於いて合計1,920時間以上）あり、法に基づいて毎年度受講する必要がある研修に加えて、店舗の管理及び法令遵守に関する追加的な研修を修了している場合</p> <p>⇒これらの従事期間が通算して1年以上であり、かつ、過去に店舗管理者等として業務に従事した経験がある場合も店舗管理者となれる。</p>
283頁	第4章 薬事関係法規・制度 3. 医薬品の販売業の許可 9～13行目	<p>旧 ※ 区域管理者となる登録販売者は店舗管理者と同様、薬局、店舗販売業又は配置販売業において、過去5年間のうち、勤務期間合計が2年以上（従事期間が月単位で計算して、1カ月に80時間以上従事した月が24月以上、又は、従事期間が通算して2年以上あり、かつ、過去5年間に於いて合計1,920時間以上）あることが必要。</p> <p>⇒これらの従事期間が通算して2年以上であり、かつ、過去に店舗管理者等として業務に従事した経験がある場合も区域管理者となれる。</p> <p>新 ※ 区域管理者となる登録販売者は店舗管理者と同様、薬局、店舗販売業又は配置販売業において、</p> <p>①過去5年間のうち、勤務期間合計が2年以上（従事期間が月単位で計算して、1カ月に80時間以上従事した月が24月以上、又は、従事期間が通算して2年以上あり、かつ、過去5年間に於いて合計1,920時間以上）ある</p> <p>②過去5年間のうち、勤務期間合計が1年以上（従事期間が月単位で計算して、1カ月に160時間以上従事した月が12月以上、又は、従事期間が通算して1年以上あり、かつ、過去5年間に於いて合計1,920時間以上）あり、法に基づいて毎年度受講する必要がある研修に加えて、区域の管理及び法令遵守に関する追加的な研修を修了していることが必要である。</p> <p>⇒これらの従事期間が通算して1年以上であり、かつ、過去に店舗管理者等として業務に従事した経験がある場合も区域管理者となれる。</p>
297頁	第4章 薬事関係法規・制度 3. 医薬品の販売業の許可 13～14行目 8 その他の遵守事項等	<p>旧 ※ 登録販売者の名札</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去5年間のうち2年の実務・業務経験あり：登録販売者 ・過去5年間のうち実務・業務経験が2年未満：登録販売者（研修中） <p>新 ※ 登録販売者の名札</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去5年間のうち2年以上（従事期間が月単位で計算して、1カ月に80時間以上従事した月が24月以上、又は、従事期間が通算して2年以上あり、かつ、過去5年間に於いて合計1,920時間以上）の実務・業務経験あり：登録販売者 ・過去5年間のうち1年以上（従事期間が月単位で計算して、1カ月に160時間以上従事した月が12月以上、又は、従事期間が通算して1年以上あり、かつ、過去5年間に於いて合計1,920時間以上）の実務・業務経験があり、法に基づいて毎年度受講する必要がある研修に加えて、店舗又は区域の管理及び法令遵守に関する追加的な研修を修了している：登録販売者 ・上記以外の登録販売者：登録販売者（研修中）
297頁	第4章 薬事関係法規・制度 3. 医薬品の販売業の許可 15～17行目 吹き出し内	<p>旧 「2年未満」とは、従事期間が月単位で計算して、1カ月に80時間以上従事した月が24月、又は、従事期間が通算して2年以上、かつ、過去5年間に於いて合計1,920時間に満たないということです。ただし、従事期間が通算して2年以上で、かつ、過去に店舗管理者等として業務に従事した経験がある場合は適用されません。</p> <p>新 ただし、従事期間が通算して1年以上で、かつ、過去に店舗管理者等として業務に従事した経験がある場合は適用されません。</p>
298頁	第4章 薬事関係法規・制度 3. 医薬品の販売業の許可 4～9行目 □ 濫用等のおそれのある成分	<p>旧</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エフェドリン ・コデイン（鎮咳去痰薬に限る） ・ジヒドロコデイン（鎮咳去痰薬に限る） ・プロモバレリル尿素 ・プソイドエフェドリン ・メチルエフェドリン（鎮咳去痰薬のうち、内用液剤に限る） <p>新 3か所の下線部カッコ書きを削除</p>